

須恵町商工会

計画書を作った後に
承継を行った事業者へ
奨励金を贈呈します！

事業承継 奨励金

事業承継で**会社の資産**、**人材を守り**、**税制面**で有利に進めていくには事前準備が非常に重要です！そこで、須恵町商工会と一緒に計画書を作ってみませんか？
計画書を作った後に、事業承継を行った事業者へ、奨励金を贈呈いたします。
貴社にとっての課題（借入等や株の譲渡など）を**専門家（診断士・税理士・弁護士）**に相談しながら事業承継の計画書を作成して、円滑な承継を進めていきましょう！

奨励金 **10万円** を贈呈

【流れ】

3回程度



専門家と一緒に
事業承継計画書を作成
(3ヶ月程度かかります)



事業承継を実施



事業承継奨励金を申請

申請期間 2026年6月1日(月)～2027年1月29日(金)

(予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります。)

対象者 ①過去に商工会と一緒に事業承継計画書を作った方で
須恵町で2026年中に**事業承継**が完了した事業者

(12/31に前代表者が廃業、1/1に後継者が開業した場合は次年度の申請となります)

※親族承継、従業員承継を対象としており、M&Aは除きます



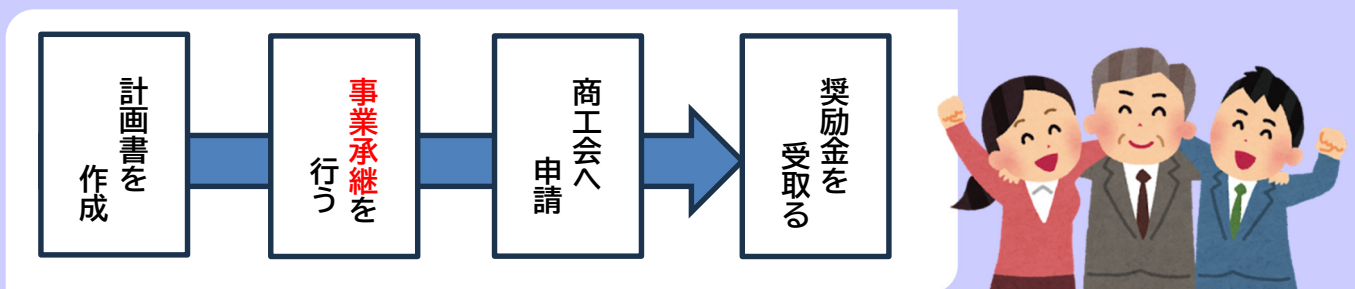
対象者

次のすべての要件を満たす個人または法人(中小企業者)です。

- 1 承継する店舗や事務所の住所が須恵町であること。(自宅が須恵町以外でも可)
- 2 承継する者は、三親等内の親族または従業員に限る。(M&Aは除く)
- 3 商工会指導のもと事業承継計画書を作成した方で、2025年中に事業承継を行った事業者。
(計画書は過去に作成したものでも有効。ただし計画期間中に承継すること)
- 4 市町村税に滞納がないこと。
- 5 当該事業を5年以上の継続が見込まれる事業者。
- 6 この奨励金を申請した事がないこと。

※詳しくは補助事業要領をご確認ください。

申請までの流れ



申請に必要な書類

① (様式第1)奨励金交付申請書
② 事業承継に係る事業計画書
③ 開業日・事業所が須恵町内にあることが確認できるものの写し (個人)開業届 (法人)登記簿謄本
④ 納税証明書(市町村税に滞納がないことがわかるもの)

申請先・問い合わせ先

811-2114 粕屋郡須恵町上須恵1167

須恵町商工会 ☎ 092-932-6700 メール sue@shokokai.ne.jp

詳しい内容については須恵町商工会までお問合せ下さい。

